

兵庫県新型インフルエンザ対策計画（A/H1N1 等への対応版）の概要

1 趣旨

本年4月以降に発生した豚インフルエンザを起源とする新型インフルエンザ（A/H1N1）に対応するため、「兵庫県新型インフルエンザ対策検証委員会」の提言を踏まえて、本計画を作成した。

2 計画の概要

(1) 新型インフルエンザ対策の基本方針

基本方針

(1) 社会全体での取り組み

行政、医療機関、企業、学校、住民など、社会の構成員それぞれが連携・協力。

(2) 既存の医療資源を活用

軽症者の自宅療養、重症化のおそれが高い患者の一般医療機関における診療、患者の入院期間調整など、既存の医療資源を最大限有効に活用。

(3) 自らの健康は自ら守る意識の醸成

県民が自らの健康づくり、基礎疾患の適切な治療管理、肺炎球菌や季節性インフルエンザなどの各種ワクチンの接種など、正しい知識に基づいた適切な行動。

(4) 感染状況や重症者の発生状況による柔軟な対応の実施

対策項目別に対策を用意し、状況に応じて選択。

(5) 基礎疾患を有する者への対応の充実

重症化するリスクが高いと考えられている者への重点的な対応。

発生段階に応じた対応

H5N1型の新型インフルエンザ対策計画では、発生段階に応じた対応をとることとし、5段階に分類しており、そのうち、国内発生早期、感染拡大期・まん延期・回復期について、H1N1型新型インフルエンザでは、これを国内発生期として一つにまとめ、対策を講じる。

危機管理の観点を導入した有事対応

防災部局が取りまとめ、健康福祉部などの各部局が主体的に参画する全庁的な危機管理体制のもと、関係機関・団体及び県民とともに社会全体で取り組む。

新型インフルエンザ対策に係る国・県・市町の主な役割

国、県、市町の役割を明確にした上で、それぞれの立場で、新型インフルエンザ対策を講じる。

(2) 未発生期の対策

新型インフルエンザ関連情報を収集し、新型インフルエンザ発生の蓋然性について、随時、評価、分析を行う。

(3) 海外発生期の対策

新型インフルエンザの重症化率が不明の場合、下図の対策レベル3（H5N1等の新たなインフルエンザ）の対策を実施するが、重症化率が低いと判明すれば、適宜、対策レベル2あるいは1に変更する。

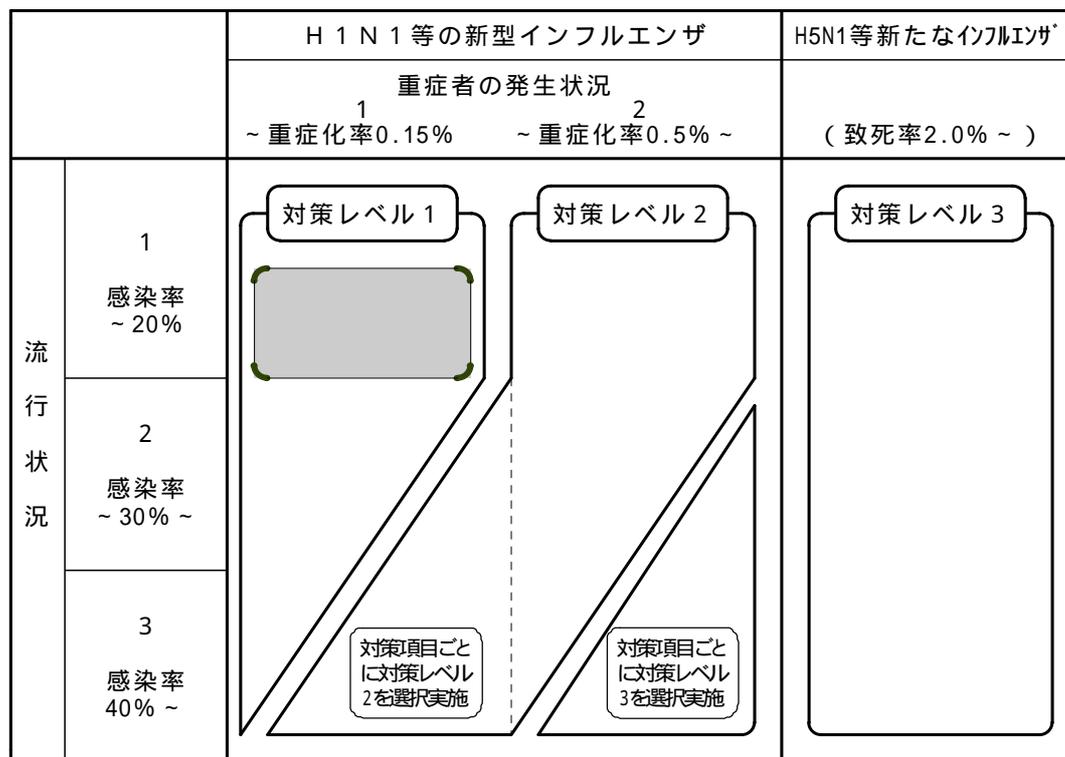
外国語対応可能な窓口を含め、相談窓口を設置し相談対応を行う。

(4) 国内発生期の対策

対策の基本的な考え方

重症者の発生状況によって3つの対策レベルを用意し、実際に実行する対策は、対策レベル1から3を参考に学識者の専門的な意見を聴いて、柔軟に選択していく。

〔対策レベルの考え方〕



平成21年10月現在は、上記の  に位置する。

各レベルに共通する事項

【医療機関等に対する情報の提供】

インフルエンザ情報センターによる発生状況・入院可能な医療機関等の情報提供

【病床の確保】

感染症指定医療機関(52床)以外に、当面の目標として、入院協力医療機関の主に重症患者に対応する病床200床を確保する。

対策レベル1

医療提供体制

【外来医療体制】

新型インフルエンザが疑われる者も含め、発熱患者の外来診療は、一般医療機関で実施するが、基礎疾患を有する者等への対応を次のように行う。

透析患者：各透析医療機関において、院内感染防止対策を行った上で透析を実施する。

また、入院が必要な者については、感染症指定医療機関、又は透析担当医師と感染症担当医師が連携して治療を行える医療機関で透析を実施する。

小児：入院が必要な場合、通常の小児救急を基本とした病診連携を強化する。

妊婦：重症化した妊婦に対し、妊娠中及び周産期を通じて、感染症治療が総合的に行える医療機関で治療する。

【入院医療体制】

基礎疾患を有する者で症状の程度や基礎疾患の状態から重症化するおそれがある者については、主治医の判断により一般病院に入院治療を行う。

社会活動制限

【学校、保育所・福祉関係事業所の休業等】

学校は、その設置者等が、県、教育委員会と協議のうえ定めた基準に基づき、学校医や健康福祉事務所等と相談のうえ、県教育委員会等と協議して臨時休業を判断する。

保育所・福祉関係事業所は、季節性インフルエンザの対応に準じて、その設置者等の判断により、通所・短期入所事業の休業等を判断する。

【集客施設の休業、企業等の事業活動の自粛】

季節性インフルエンザの対応に準じ、集客・イベント、企業等の事業活動の自粛は要請しない。

広報・リスクコミュニケーション

患者や家族の氏名、住所等、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。一方、患者が所属する学校・事業所名や、患者が入院している医療機関名の公表は、感染拡大防止上の必要性和、学校・事業所や医療機関、地域に対する悪影響の大きさを比較衡量して慎重に対応する。

対策レベル2

医療提供体制

【外来医療体制】

一般医療機関で実施する。重症化が懸念される等で、当該医療機関により対応が難しい場合には、専用外来医療機関等の医療機関で行う。

【入院医療体制】

病室定員を超えて超過収用や自宅療養可能な患者の退院勧奨等により病床確保に努め、重症患者への医療を提供する。また、既存の結核病床などの医療資源を有効に活用するとともに、設備、人員の強化を図り、入院医療体制を強化する。

社会活動制限

【学校、保育所・福祉関係事業所の休業等】

学校は、その設置者等が、県、教育委員会と協議のうえ定めた基準に基づき、学校医や健康福祉事務所等と相談のうえ、県教育委員会等と協議して臨時休業を判断する。

保育所・福祉関係事業所は、季節性インフルエンザの対応に準じて、その設置者等

の判断により、通所・短期入所事業の休業等を判断する。

【集客施設の休業、企業等の事業活動の自粛】

事業主催者に対し、マスクの着用の呼びかけ、消毒薬の設置等、感染機会を減らすための工夫を検討するよう情報提供と注意喚起を行う。

企業等に対し、出勤時の検温、体調不良時の自宅待機指示（有給休暇扱い）等、従業員の感染を減らすための検討するよう情報提供と注意喚起を行う。

対策レベル3

医療提供体制

【外来医療体制】

初期の段階には、発生地域への滞在歴があり、インフルエンザ様症状を呈した者については専用外来医療機関で診療するが、患者増加時には、一般医療機関で院内感染対策を講じた上で診療を行い、必要により臨時の専用外来を設置する。

【入院医療体制】

感染症指定医療機関へ入院治療させるとともに、入院医療機関の陰圧病床装置を整備するとともに、既存の病院を重症インフルエンザ患者の治療に特化した病院へ診療機能を変更、休止病棟の活用、緊急的な定員超過入院等も検討する。

社会活動制限

【学校等の休業】

原則として患者が確認された市区町単位で臨時休業を要請するが、患者の移動が極めて限られる場合には、中学校区などより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応するとともに、臨時休業中の学生に対するアルバイトや不要な外出等を控えるよう大学等に注意喚起の徹底を依頼する。

【保育所・福祉関係事業所の休業等】

原則として市区町単位で臨時休業等を要請するが、各保育所による電話での育児・健康相談等の実施により在宅での保育を支援するとともに、医療従事者、ライフライン関係者等どうしても仕事を休めない人のために、安全対策を講じたうえで小規模の保育を行うなど、保育を確保する。

福祉関係事業所についても、訪問系サービス提供に向けた体制整備や事業間連携等の強化を図るとともに、やむを得ない理由により支援が必要な場合には、安全対策を講じた上で、例外的に通所・短期入所サービスを提供する。

【集客施設の休業、企業等の事業活動の自粛】

原則として患者が確認された市区町単位で集客施設の臨時休業を要請する。企業等に対しては、事前に新型インフルエンザのための対策計画や行動計画の策定を促進し、可能な限り事業者の自主的な判断による対応を尊重する。ただし、不特定多数の者が集まる飲食店、イベント等を主催する事業者に対しては、事業活動の縮小・休止を要請する。

(5) 小康期の対策

対策の評価を行い、事務内容の見直しを行う。